



平成 21 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社グローバルダイニング
代表者名 代表執行役社長 長谷川 耕造
(コード番号 7625 東証第二部)
問合せ先 総務管理グループ 河野 浩和
(TEL. 03-5469-3223)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 28 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関する意思決定機関として機能しております。執行役および本部リーダーが参加する経営会議が戦略構築と戦略上重要な業務執行における意思決定機関としてあり、全店舗参加の店長会議が業務執行における意思決定機関として機能しております。その業務執行の内容のほか、全ての情報（経営戦略上やむをえない場合を除く）が社内ネットワークを通じて公開されており、全ての従業員が情報を閲覧できる体制を整え、公正と規律を確保しております。その業務執行が経営方針に即しているか、また法令に遵守しているかなど監視するため経営監督と執行が分離する形態の委員会設置会社を採用しております。

(追加、変更箇所は下線で示しております)

記

◆内部統制システムについての基本的な考え方

権力を行使しない経営を目指している当社は、民主主義のシステムを取り入れ、各会議が業務執行における意思決定機関として機能しております。執行役および本部リーダーが参加する経営会議が戦略構築と戦略上重要な業務執行における意思決定機関としてあり、全店舗参加の店長会議が業務執行における意思決定機関として機能しております。その業務執行の内容のほか、全ての情報（経営戦略上やむをえない場合を除く）が社内ネットワークを通じて公開されており、全ての従業員が情報を閲覧できる体制を整え、公正と規律を確保しております。その業務執行が経営方針に即しているか、また法令に遵守しているかなど監視するため経営監督と執行が分離する形態の委員会設置会社を採用しております。

◆内部統制システムについての整備状況

1. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理するよう努めております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)組織横断的なリスクについては、代表執行役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、全社リスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築し、内部監査室及び営業査察室の指摘等を勘案し、適宜改善を図ります。

(2)不測の事態が発生した場合には、代表執行役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとしております。

3. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、経営会議及びコンセプトリーダー営業会議)を月2回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとしております。取締役会において決議される年間計画および半期予算にもとづき、各部門は業務を執行しております。半期ごとに目標の達成度合を評価し、適宜改善を図ることにより、グループ経営の効率化を確保しております。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

(3) 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しております。また、取締役、監査委員会より権限を委任された委員会事務局専従スタッフ及び各事業部門長により構成された経営会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

4. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を定めております。また、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、各部門と連携し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施するよう努めております。さらに、コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士・専門家を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営するものとしております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの企業理念をグループ全体で遵守し、適宜に教育啓蒙活動を行なう。グループ内通報・相談システムの「ヘルプライン」によりその実効性を強化する。この体制を、海外にも展開し、当社グループの活動の健全性を確保する。

6. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として委員会事務局を設置し、専従のスタッフを任じております。

7. 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

委員会事務局員の任免権は監査委員会にあることを規定して独立性を確保しております。

8. 監査委員会等への報告

社外取締役が過半数の委員会において、重要事項はもれなく取締役会に報告するように取締役会規程を改定したことにより、取締役会の報告ですべての重要事項が網羅されることとなり、ことさらに監査委員会に報告すべき事項は規定しておりません。

9. 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制、その他の監査委員会に対する報告に関する体制及び監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会の下に内部監査室を置き、内部監査室は、監査委員会が決定または承認した監査方針・監査計画にもとづき、往査を主体とした監査を実施し、適宜監査委員会に対して報告を行ないます。

◆反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力排除に関して下記のとおり基本方針を取締役会にて決議いたしております。

私たちは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては外部専門機関と連携をとり毅然と組織として対応します。また徹底した情報開示により経営の透明性を高め、反社会的勢力につけ入る隙をあたえない体制を構築します。

◆反社会的勢力排除に向けた整備状況

グループとして反社会的勢力の対応部門として不当要求責任者を設置し、平素から、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、情報収集や対応策作りに努めております。

以上